

政務活動報告書

2016年2月2日

呉市議会議長 殿

呉市議会議員 久保 東

次の通り研究会に参加したので報告します。

研究会参加の目的

テーマ

1. 子どもの貧困問題への取り組み

未来を担う子ども達の貧困問題。先進国の中でも日本において厳しい状況にあることが各種データで示されている。2013年には全会一致で子どもの貧困対策の推進に関する法律が可決され、2015年8月には大綱が制定された。現状の国の流れを国の職員に説明をもらい、現在の流れで不足している視点は何か、地方で行なえることは…といった問題提起を「子どもの貧困」などの著者である阿部彩さんから行ってもらった。

2. 国の補正予算の動向について

平成27年度[2015]の国の補正予算が示されている。一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、「アベノミクス新3本の矢」に示され「希望出生率1.8(第2の矢)」や「介護離職ゼロ(第3の矢)」への対策費も計上されている。また、地方創生関係では地方創生加速化交付金1000億円が計上されている。その中身は、そして自治体の工夫が可能な仕組みとなっているのかを国担当者の説明から学んだ。

3. 地方財政計画(地方創生)

地方財政計画は「統計的要素」と「国の政策」が一体となっている。それを研究することで「国の政策誘導」と「地方独自の政策」を見極めることができるが、平成28年度は消費税を含む税収増に対して「地方交付税交付金微減」と「臨時財政対策費減」で総額としてほぼ昨年度並になっている。一方で政策トピックとして「自治体情報化の推進」や「高齢者の生活支援」、森林吸収源対策、社会保障の充実、地方創生の深化のための新型交付金(地方創生推進交付金)などがある。資料と国の説明を聞く中で自治体の当初予算にどのように反映していくのかを学んだ。

研究会の日程

2016年2月1日(月) 10:00~16:00

研究会開催場所 参議院議員会館B107

研究会報告と所感

1. 子どもの貧困問題への取り組み

1) 内閣府の説明 <政府はどのようにして貧困対策解決をめざしているのか>

H25年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律（与野党を超えて成立したもの）
都道府県には策定努力義務になっているが H27年に策定がなされている方
向で国は考えているとの事。

沖縄県（実態調査）横浜市・足立区などは策定している。

同じ役所の中でも、情報がどこか引っかければ、確実に支援ができる→ワンストップ
横の関係ができていれば可能だが…庁舎内での横断的な計画策定ができれば
ありがたい。

子どもには自己責任を問われるものではない。子どもは親や時代を選べない。

まずは実態調査と数値目標（相対的貧困率など）がないと、何をやっていいのか分から
ないということになる。実態調査があいまいであり、政府も実態調査に対して予算をつける
方向にある。国の貧困対策に関する予算として24億円（この助成金 呉市は取りに行こ
うとしているのか？）この助成金は…自治体向けの予算がついている。実態調査・計画づ
くり・体制整備・人件費にも使えるもの。

高齢の方には、6人に一人が貧困であるというのが信じてもらえない。

実態の一部にしか成り得ていない部分もある。16.3%という相対的貧困 10.3%に落ちて
しまう場合もある。

貧困解決の方法としては現金給付の比重が高くなる。児童扶養手当・奨学金無利子・医療
費無料化・子育ての教育費軽減化…こういったことも考えなくてはいけないが、限りある
予算の中でどこを重点的に行うか。二人目、三人目と児童扶養手当が増えたが、一人目の金
額はどうか。年齢はどうか。こういった議論も多い。

国は25の指標を掲げ、6つの支援を当面の課題としている。

- ①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援
- ⑤調査研究 ⑥施策の推進体制

①の教育の支援においては、高校の進学率で終わりではなく 中退も多いことへの支
援も必要ではないか。全中学校へのスクールソーシャルワーカーを置いていきたい。

②③の支援において、就業率は高いが非正規率が高い。低収入。

福祉の担当とスクールソーシャルワーカーとの関係性が希薄ではないか。縦割り行政
の弊害を感じる。ワンストップサービスにしていくための手立てを国はどのように考
えているのかといった質問を受ける。まじめな教員・自分で抱えてしまう。先生だけで
は背負えないのが貧困問題ではなからうか。

生活困窮者自立支援制度…生活保護に陥る前のセーフティネットを作ることをめ
ざしたもの。生活保護世帯の中学生を中心に大学生ボラによって学習支援の事例が全

国的にも増えてきている。単に学習支援だけでなく居場所づくり（家庭を支える中で息つく暇のない子ども）としての役割も持ってきている。

こうした NPO などの先進的な事例が今後の貧困対策のカギを握る部分もあるのではないかと。社会全体で子どもの貧困対策していく必要がある。NPO のみではなく、企業や学校（大学等）との連携も今後、必要となってくる。（民間同士のつながり）

国のイメージしているのは学習支援だが、内容は盛りだくさん。生活上、必要な費用の貸付予算立てはできている。

2) 阿部彩さんのお話

最初に、子どもの貧困問題は民間に支援をとという話もあるが、個人的にはまずは公的な責任において支援をするというのが大前提であると考えている。この 30 年間で私たちの貧困は変わってきたと言える。全体的に貧困率は上がっている。30 年前の 1980 年代も 10 人にひとりが貧困であった。決して貧困率が低いものではなかったと言える。（厚労省調べ）しかし、2009 年頃から貧困率で見ると、ふたり親は横ばいの増率であるが、ひとり親世帯は増えてきているのが分かる。じゃあ貧困家庭とは何を指して言うのか。可処分所得すなわち手取りの所得が 244 万円以下が貧困層に該当する。4 人家族の国平均は 600 万円である。

現在の状況は、高齢者よりも 24 歳ごろの方が貧困率が高い。若者の貧困率が高いのが今の現状であると言える。今の若者の見ている世界と私たちが見てきた世界は違う。1985 年時代は高齢者が貧困。2012 年時代は若者の貧困率が高い。

ふた親世帯には児童扶養手当しかない。子どもの貧困の影響 グラフ 子どもの学力と親の所得と比例している（特別な学習内容ではない）

大阪市の公立小学校の子ども 受診率 その理由 子どもが無保険ではない状況なのに…
子どもの医療費 大阪 1回 500円 これさえも払えない。

子どもの孤独 親の長時間労働に起因している。平日、低所得者の家族の子どもの方が一人で過ごしている。

貧困層 自分は価値がないと思う子ども 25% (中2) 自己肯定感が下がる傾向にある。貧困対策には二つの考え方がある。ひとつは川上対策。貧困にならないようにする対策であり、もうひとつは川下対策。貧困になった時にそれを支える対策。しかし、この対策は市民からの反発が大きい。

就学援助費 全員に配布するやり方 貧困家庭における保護者や子どものスティグマを小さくする手立てが必要ではないか。

政策の選択の必要性

生活保護世帯の人だけを対象にする 10分の1 29万人

貧困状況にある子どもの数 0~17歳 約326万人

児童施設 在籍児 約2.9万人

学習を補てんする取り組みの重要性は否定しないが 呉市において学習支援の場10人前後。しかし、貧困状態の子ども 呉市の子ども数に16%をかけたらいくらになるのか…。これを埋めるのが政治の力 政治の本気度になるのではないか。

まずは「公」をしっかりと

すべての子に確かな学力を…というが…ボラや民間に頼るが、その前に九九のできな
い中学生をどうして生んでしまうのか…公教育にどの程度お金をつぎ込んでいるのか。

市町村でのデータがどうしても必要となってくる。

地方自治体での貧困対策計画。今ある施策を並べて、貧困対策をやっているという顔をしてはいけない。今までやっていてこんな状況だから計画しなくてはいけないのではないか。うちは医療からやります。うちは学力保障(学力格差をなくす)から始めるといった自治体が出てきてほしい。

先進事例として、福岡県のある公立中学校ではフードバンクから朝食用のパンを調達し、朝食を学校から行っていく取り組みをしている。

児童扶養手当 ふたり親への支援

平均点ではなく レベル1以下の子どもを減らす。義務教育段階の学力格差をなくす支援の必要性を感じる。そのために資本導入すべき。

高校中退率を下げるべきでないか。県の教育委員会に聞けば分かる。無策ぶりが分かる。

3) 所感

子どもの貧困問題解決に向けて呉市においてまずやらなくてはならないこと。実態調査に尽きると感じた。その中で何を呉市として重要施策として掲げ取り組んでいくのかが明確になると感じる。また、今までやってきた施策を子どもの貧困対策につなげたとしても、今のこの子どもの貧困率を下げた施策とは言えない。厳しい言い方だが今の施策が子どもの貧困率を下げる効果がないと言えるのではないか。まずは実態調査から始めたい。貧困であえぐ子ども、保護者への支援の具体を早急に、真剣に取り組む必要がある。

2. 国の補正予算の動向について

2015年度(平成27年度)補正予算について財務省の説明を受ける。

所感

新アベノミクス3本の矢における、介護離職ゼロに関して、介護人材の育成・確保・生産性向上に対して444億円つけているが、今後社会保障費を毎年5000億円抑制し、介護保険を改悪し介護報酬を引き下げおきながら、ここに来て補正予算をつける…会場からもこの事に対して多くの質問が出された。理解に苦しむ。

3. 地方財政計画（地方創生）

2016年度（平成28年度）地方財政対策の概要について総務省の説明を受ける。

所感

ある参加者から、今日の説明の中で重大な方向転換が行われたと言える。地方歳出に使われる多くが義務的経費や国の補助事業であると資料には書かれてあり、今までの地方分権・地方自治の流れが完全に方向転換したということなのか。自治体の自主性に任せるといふ分権を進めてきたはずが、地方の歳出が自由度のないものになるというのは今までの流れと逆行するものではないかと発言された。国の決めた地方創生というレールに乗ることを強制した形になり、地方自治体には自主性や自由度がないということが見えてきたと言える。